

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、建設工事に係る測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務で委託対象設計金額が500万円以上2億4千万円未満のもの（以下「測量等業務」という。）を制限付一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

（発注業者の選定の区分）

第3条 発注機関は、次の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて発注業者を選定するものとする。

業種	入札参加資格者名簿
測量業務	測量業務指名競争入札参加資格者名簿
建築関係建設コンサルタント業務	建築関係建設コンサルタント業務指名競争入札参加資格者名簿
土木関係建設コンサルタント業務	土木関係建設コンサルタント業務指名競争入札参加資格者名簿
地質調査業務	地質調査業務指名競争入札参加資格者名簿
補償関係コンサルタント業務	補償関係コンサルタント業務指名競争入札参加資格者名簿

2 複数の業種からなる測量等業務については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業種についてはそれぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務並びに地質調査業務	

（入札方法の選定）

第4条 発注機関は、業種ごとに当該業種に係る有資格者の中から制限付一般競争入札に参加を希望する者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前項に定める方法以外の入札の方法又は随意契約の方法により、当該測量等業務の契約を締結することができる。

（１）災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた測量等業務

（２）業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務

（入札参加条件）

第５条 発注機関は、制限付一般競争入札により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。

（１）本店の所在地

県内向け制限付一般競争入札の場合は、県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、入札規則別表第５の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱いを行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）を含む。）であること。

ただし、次のいずれかに該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときは、県外に本店を有する有資格者を制限付一般競争入札に参加させることができる。

ア 特に難易度の高い業務（別表第１の右欄に掲げる業務をいう。以下同じ。）で、当該測量等業務を適切に処理することができる有資格者で県内に本店を有するものの数が限られる測量等業務であること。

イ 県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることにつき特別の理由があること。

（２）低価格落札者の条件

鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成 19 年 7 月 27 日付第 200700062528 号県土整備部長通知）に基づき低価格落札業務に該当する場合には、測量等業務の落札者としなない場合があること。

2 発注機関は、次に掲げる事項に留意して入札参加条件を設定することができる。

（１）建設コンサルタント登録等

業務の難易度・規模に応じて、原則として別表第２により入札参加応募条件を設けること。

（２）技術者の保有等の要件

県内の事業所等の常勤の技術者の保有等の入札参加条件を設けるときは別表第４に掲げるとおりとし、併せて県内に本店を有する有資格者から、定期的に「技術者状況調査報告」を求めるものとする。

（３）同種業務の実績

業務の難易度・規模に応じて、原則として別表第２により過去 10 年間の有資格者の受注実績又は常勤の技術者の管理技術者、主任技術者又は担当技術者としての履行実績を求めること。

（注１） 有資格者の実績については、その認定範囲について対象となる測量等業務の技術的特性を勘案して支障がないと認められる場合にはより小規模なものも含めるなど、弾力的な応募条件の設定とするよう留意すること。

（注２） 共同企業体の構成員としての実績については、原則として出資比率が 20 パーセント以上の構成員としてのものに限るが、その代表者以外の構成員に係る応募条件の設定については、当該共同企業体の代表者に係る応募条件より緩やかなものとするができること。

（４）配置技術者要件

ア 業務の難易度・規模に応じて、原則として別表第２により配置予定技術者の特定資格及び同種業務の履行実績を求めること。

イ 県内向け制限付一般競争入札の場合の配置予定技術者については、県内の事業所等の常勤の技術者を求めること。

(5) 県外に本店を有する有資格者の条件

第2号にかかわらず、対象となる測量等業務の内容及び技術的特性から、技術士等の保有状況及び営業所等（法人県民税及び法人事業税の未納税額がない営業所等に限る。）が特定の区域内にあること。

- 3 発注機関は、必要があると認めるときは、前項の規定により設けた入札参加条件以外の入札参加条件を付することができる。この場合において、発注機関は、いたずらに厳しい入札参加条件を設けることにより入札者を限定し過ぎることのないよう、真に必要な入札参加条件に限り設けなければならない。
- 4 発注機関は、前各項の規定に基づき当該制限付一般競争入札における入札参加条件を設けようとするときは、当該入札参加条件の案を作成して委員会に付議し、その承認を得て決定するものとする。

(調達公告等)

第6条 発注機関は、入札参加条件が決定されたときは当該入札参加条件その他当該測量等業務の公募に関し必要な事項（次項に規定する測量等業務に共通の事項を除く。）について、発注機関の掲示板に別記様式に準じた公告を掲示するとともに、当該公告の内容をインターネットの県ホームページ（以下「入札情報HP」という。）に掲示するものとする。

- 2 技術企画課は、制限付一般競争入札に必要な事項のうち測量等業務に共通の事項について、毎年1回県公報に登載するとともに、入札情報HPに登載し、各発注機関に備え置いて一般の縦覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表第1（第5条関係）
業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
共通	一般構造物設計	・標準設計を使用し構造計算を伴わないもの	・門型ラーメン・箱型函渠、擁壁・補強土、法枠工等設計 ・構造物基礎設計 ・仮設構造物設計	・現場制約が強く特殊な工法や仮設計画が必要なもの
河川分野	河川環境調査	・軽易な河川水辺環境調査	・河川水辺環境調査	・総合的な河川水辺環境調査で高度なもの ・環境影響評価
	河川調査・計画	・軽易な河川調査	・水文統計解析 ・洪水流出計算（合理式法など簡便法） ・水位計算（平均流速公式使用） ・洪水痕跡調査	・水文統計解析、洪水流出計算及び水位計算のうち高度なもの ・内水調査及び内水解析 ・河口調査（波浪、漂砂、砂州、フラッシュ等） ・氾濫水理解析及び浸水想定区域図作成
	築堤護岸設計	・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計	・基礎工法の検討や構造計算を伴う護岸設計 ・環境護岸又は多自然型護岸設計	
	河川構造物設計		・樋門・樋管設計 ・床止工設計 ・堰・水門設計	・樋門・樋管設計のうち断面積 50 m ² 以上となるもの ・堰・水門設計のうち延長 50 m 以上のもの ・排水機場の予備・詳細設計
海岸分野	海岸調査・計画		・汀線調査	・海岸調査（波浪、海浜流、漂砂等）及び海岸計画
	海岸構造物設計		・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計	・大規模又は永理解析を伴う護岸設計が必要なもの ・傾斜堤、突堤及び潜堤 ・人工リーフ、消波堤等の予備・詳細設計
道路分野	道路環境調査		・道路環境調査（大気質、騒音及び振動） ・交通量調査	・環境影響評価
	交通現況及び道路網調査			・交通量推計調査及び道路網調査
	道路設計	・一般的な道路設計 ・災害復旧道路設計	・基礎工法の検討や構造計算を伴う道路設計 ・高規格（地域高規格）道路の詳細設計 ・道路休憩施設設計 ・共同溝・電線共同溝の予備・詳細設計	・高規格（地域高規格）道路の概略・予備設計 ・立体交差点設計
	道路構造物設計		・門型ラーメン、箱型函渠、擁壁、補強土、法枠工、落石防護柵等の設計	・現場制約が強く、特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	地下構造物設計		・地下横断歩道予備・詳細設計	
	トンネル設計			・トンネル及びトンネル設備の予備・詳細設計
	橋梁設計	・支間 5 m 以下で幅員 2.5 m 未満の橋梁設計	・一般的な橋梁予備・詳細設計 ・橋梁拡幅設計及び補強設計	・橋長 150 m 以上又は 1 径間 50 m 以上の橋梁予備・詳細設計 ・特殊な橋梁の予備・詳細設計
砂防、治山及び地	砂防環境調査	・軽易な自然環境調査、景観調査等	・自然環境調査、景観調査等	・総合的な砂防環境調査かつ高度なもの

すべり対策分野	砂防調査・計画及び施設設計	・軽易な砂防調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・主砂災害防止基礎調査 ・構造計算を伴う流路工設計 ・急傾斜地崩壊防止施設設計 ・砂防ダム、土石流対策工及び山腹工の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の砂防ダムの予備・詳細設計 ・砂防施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	雪崩対策調査及び設計		・雪崩調査、雪崩防止施設計画及び設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査、計画及び設計
	治山調査・計画及び施設設計	・軽易な治山調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・山地災害危険地区基礎調査 ・広域的及び局部的治山調査 ・構造計算を伴う流路工設計 ・山腹工及び治山施設の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の治山堰堤の予備・詳細設計 ・治山施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	地すべり対策調査、機構解析及び設計			・地すべり対策調査、機構解析及び地すべり防止施設の予備・詳細設計
港湾及び漁港分野	港湾等環境調査		・軽易な環境調査	・環境影響評価
	港湾等調査計画			・現況特性把握、利用の将来推計、施設計画及び土地利用計画等
	港湾等設計		・一般的な施設設計	・港湾施設の基本設計及び詳細設計
都市計画分野	都市計画		・都市計画に係る基礎調査	・都市計画マスタープラン
	総合交通体系			・都市総合交通体系調査
公園緑地分野	公園緑地設計		・一般的な公園緑地設計	・運動公園又は大規模な建築物 ・電気施設の基本・詳細設計
下水道分野	下水道設計		・管渠基本設計・詳細設計 ・ポンプ場基本設計・詳細設計	・下水道整備計画 ・終末処理場基本・詳細設計
地質土質調査分野	総合解析		・軟弱地盤技術解析 ・ダム、トンネル等の調査のための総合解析	・総合解析のうち高度なもの ・地すべり調査のための地下水位及び歪計等の継続調査・解析
	弾性波探査		・一般的な弾性波探査	・ダム、トンネル等の調査のための弾性波探査

別表第2（第5条関係）

建設コンサルタント登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、同種業務実績及び配置技術者要件を設定する業務

1. 発注業種別の応募条件

(1) 測量業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務		○	—	△注2)	○
委託対象設計金額が2千万円以上		○	—	△注2)	○
委託対象設計金額が5百万円以上2千万円未満		—	—	—	○

注1) 配置技術者は、測量業務共通仕様書の定め（測量士）とする。

注2) 特に難易度が高く、かつ委託対象金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△注4)	○
委託対象設計金額が2千万円以上	△注3)	○	○	△注4)	○
委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	△注3)	—	△注3)	—	○
委託対象設計金額が5百万円以上1千万円未満	—	—	—	—	○

注1) 建設コンサルタント登録部門及び配置技術者の特定資格は、別表第3（業務に該当する登録部門）による。

注2) 難易度の高い業務及び5百万円以上の通常業務で、建設コンサルタント登録部門を設定しない場合は、「建設コンサルタント登録業者であること」を条件とすること（A級の必須要件）。

注3) 樋門・樋管設計、堰・水門設計、地下構造物設計、橋梁設計等の場合に条件とすること。

注4) 原則として、特に難易度が高く、かつ委託対象金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

(3) 地質調査業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	地質調査業者登録	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△注2)	○
委託対象設計金額が2千万円以上	○	○	○	△注2)	○
委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	○	—	○	—	○
委託対象設計金額が5百万円以上1千万円未満	—	—	—	—	○

注1) 配置技術者の特定資格は、次のいずれかであること。

- ①技術士（総合技術監理部門（土質及び基礎又は地質）又は建設部門（土質及び基礎）又は応用理学部門（地質））
- ②シビルコンサルティングマネージャ（以下、「RCCM」という。）（土質及び基礎又は地質）
- ③地質調査技士

注2) 特に難易度が高く、かつ委託対象金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

(4) 補償関係コンサルタント業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	補償コンサルタント 登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	○	○	○	△注2)	○
委託対象設計金額 が2千万円以上	○	○	○	△注2)	○
委託対象設計金額 が1千万円以上2 千万円未満	○	—	○	—	○
委託対象設計金額 が5百万円以上1 千万円未満	—	—	—	—	○

注1) 配置技術者の特定資格は、業務内容に応じ、補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は1級建築士のいずれかであること。

注2) 特に難易度が高く、かつ委託対象金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

別表第3（第5条関係）
業務に該当する登録部門

分 野	項 目	建設コンサルタント登録	技術士		RCCM
		登録部門	技術部門	選択科目	登録部門
共 通	・一般構造物設計	鋼構造及びコンクリート部門	総合技術 監理及び 建設	鋼構造及びコン クリート	鋼構造及びコンクリート部門
	・環境影響評価	建設環境部門かつアセス対象 分野に対応する部門	〃	建設環境かつ対象 アセス分野に対応 する選択科目	建設環境部門かつアセス対象 分野に対応する部門
	・施工計画及び施 工設備	施工計画、施工設備及び積算 部門	〃	施工計画、施工設 備及び積算	施工計画、施工設備及び積算 部門
河川分野	・河川環境調査 ・河川調査・計画 ・築堤護岸設計	河川、砂防及び海岸部門	〃	河川、砂防及び海 岸	河川、砂防及び海岸・海洋部 門
	・河川構造物設計	河川、砂防及び海岸部門又は 鋼構造及びコンクリート部門	〃	河川、砂防及び海 岸又は鋼構造及び コンクリート	河川、砂防及び海岸・海洋部 門又は鋼構造及びコンクリー ト部門
	・上記のうち特に 難易度高い場合	鋼構造及びコンクリート部門	〃	鋼構造及びコンク リート	鋼構造及びコンクリート部門
海岸分野	・海岸調査・計画	河川、砂防及び海岸部門	〃	河川、砂防及び海 岸	河川、砂防及び海岸・海洋部 門
	・海岸構造物設計	河川、砂防及び海岸部門又は 鋼構造及びコンクリート部門	〃	河川、砂防及び海 岸又は鋼構造及び コンクリート	河川、砂防及び海岸・海洋部 門又は鋼構造及びコンクリー ト部門
	・上記のうち特に 難易度高い場合	鋼構造及びコンクリート部門	〃	鋼構造及びコンク リート	鋼構造及びコンクリート部門
道路分野	・道路環境調査 ・道路網調査 ・道路設計	道路部門	〃	道路	道路部門
	・農道設計	道路部門又は農業土木部門	総合技術 監理及び 建設又は 農業部門	道路又は農業土木	道路部門又は農業土木部門
	・トンネル設計	トンネル部門	総合技術 監理及び 建設	トンネル	トンネル部門
	・道路構造物設計 ・地下構造物設計 ・橋梁設計	道路部門又は鋼構造及びコン クリート部門	〃	道路又は鋼構造及 びコンクリート	道路部門又は鋼構造及びコン クリート部門
	・上記のうち特に 難易度高い場合	鋼構造及びコンクリート部門	〃	鋼構造及びコンク リート	鋼構造及びコンクリート部門
砂防、治 山及び地 すべり対 策分野	・砂防調査・計画 ・砂防施設設計 ・雪崩対策調査及 び設計	河川、砂防及び海岸部門	〃	河川、砂防及び海 岸	河川、砂防及び海岸・海洋部 門
	・治山調査・計画 ・治山施設設計	河川、砂防及び海岸部門又は 森林土木部門	総合技術 監理及び 建設又は 林業	河川、砂防及び海 岸又は森林土木	森林土木部門
	・地すべり対策調 査、機構解析及 び設計	土質及び基礎部門又は地質部 門	総合技術 監理及び 建設又は 応用理学	土質及び基礎又は 地質	土質及び基礎部門又は地質部 門
港湾及び 漁港分野	・港湾等環境調査 ・港湾等調査計画 ・港湾等設計	港湾及び空港部門	総合技術 監理及び 建設	港湾及び空港	港湾及び空港部門
都市計画 分野	・都市計画	都市計画及び地方計画部門	〃	都市計画及び地方 計画	都市計画及び地方計画部門

	・総合交通体系	道路部門	//	道路	道路部門
公園緑地分野	・公園緑地設計	造園部門	//	都市計画及び地方計画	造園部門
下水道分野	・下水道設計	下水道部門又は農業土木部門	総合技術 監理及び 上下水道 又は農業	下水道又は農業土木	下水道部門又は農業土木部門
地質土質分野	・総合解析 ・弾性波探査	土質及び基礎部門又は地質部門	総合技術 監理及び 建設又は 応用理学	土質及び基礎又は地質	土質及び基礎部門又は地質部門

別表第4（第5条関係）

（1）建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規 模 難易度	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 2億4千未満
測量業務	特に高い (航測図化、電子地図作成等)	A級の要件を満たす者であること。		
	通 常	A級の要件を満たす者であること。		
土木関係建設 コンサルタント業務	特に高い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 20 名以上保有する者であること。		
	高 い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 10 名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 15 名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 20 名以上保有する者であること。
	通 常	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 10 名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 15 名以上保有する者であること。	
地質調査業務	特に高い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 20 名以上保有する者であること。		
	高 い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 10 名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 15 名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 20 名以上保有する者であること。
	通 常	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 10 名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を 15 名以上保有する者であること。	
補償関係 コンサルタント業務	特に高い (特殊物件等)	A級の要件を満たす者であること。		
	通 常	A級の要件を満たす者であること。		
(土調部 地査門 及び物件部門)				

- 注1) 保有する有資格者及び技術者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。
 注2) 全技術者とは、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している技術者（1年以上の実務経験を有する者に限る。）の総数をいう。
 注3) RCCMは、建設関係部門に限る。
 注4) 難易度の通常、高い、又は特に高いとは、別表第1に掲げる業務をいう。
 注5) 技術士とRCCMの合計人数は、重複を含まない。
 注6) A級業者は、業種ごとに次に定める要件を具備するものとし、B級業者はA級業者以外のものとする。

業 務	A級の要件
測量業務	次の要件を満たす者 測量士を4名以上保有していること。
土木関係建設	次の要件をすべて満たす者

コンサルタント業務	①技術士とRCCM（建設関係部門）を3名以上保有していること。 ②技術士を1名以上保有していること。 ③建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する建設コンサルタント登録簿に、いずれかの登録部門において登録されていること。
地質調査業務	次の要件をすべて満たす者 ①技術士とRCCM（地質、土質及び基礎関係部門に限る。）を2名以上保有していること。 ②地質調査技士を2名以上保有していること。
補償関係コンサルタント業務	次の要件をすべて満たす者 ①補償関係コンサルタント業務の実績（直前の一営業年度）を有すること。 ②補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は1級建築士を2名以上保有していること。 ③補償業務管理士を1名以上保有していること。

注7）RCCMにおける建設関係部門とは、河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、下水道、農業土木、森林土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械又は廃棄物のいずれかの部門をいう。

注8）次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

資格	条件
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。
RCCM	社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、その登録を受けていること。
地質調査技士	社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験に合格し、その登録を受けていること。
補償業務管理士	社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修を受け、及びその検定資格を有し、かつ、その登録を受けていること。
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第4条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第15条の規定に基づく登録を受けていること。
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条の規定に基づき実施される土地家屋調査士試験に合格し、かつ、同法第8条の規定に基づく登録を受けていること。
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条の規定に基づく資格を有し、かつ同法第8条の規定に基づく登録を受けていること。
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、かつ同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法第12条、第13条及び第15条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、かつ、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法第12条、第13条及び第15条の規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、かつ、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
建築設備士	建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、かつ、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の19の規定に基づく登録を受けていること。

(2) 建築関係業務

業種	規 模	
	難易度	
建築設計業務	特に高い	500 万円以上 900 万円未満
		900 万円以上 2 億 4 千万円未満
	高 い	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。
		② 別途条件を付す
	通 常	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。
		② 一級建築士を 4 名以上有する者であること。
設備設計業務	_____	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。
		② 別途条件を付す
建築監理業務	_____	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。
		② 一級建築士が、当該業務の対象となる工事の建築設計業務に係る委託対象設計金額及び難易度（以下「設計委託額等」という。）に応じて建築設計業務について定める数以上いること。ただし、建築監理業務が相対的に容易であることが明らかな場合には、当該業務に係る設計委託額等に応じた業務ランクの一つ下位の業務ランクの建築設計業務について定める数以上いれば足りるものとするができる。

(3) 技術者の取扱い

ア 測量業務

照査技術者は、主任技術者又は現場代理人と兼務することができない。
主任技術者は、現場代理人と兼務することができる。

イ 土木設計業務

照査技術者は、管理技術者と兼務することができない。

ウ 地質調査業務

照査技術者は、管理技術者又は現場代理人と兼務することができない。
管理技術者は、現場代理人と兼務することができる。

エ 補償業務

照査技術者は、主任技術者又は現場代理人と兼務することができない。
主任技術者は、現場代理人と兼務することができる。

オ 複数の業種にわたる業務を一括して発注した場合

照査技術者は、それぞれの業務に必要な資格要件を満たせば各業務を兼務することができる。
管理技術者及び主任技術者は、それぞれの業務に必要な資格要件を満たせば各業務を兼務することができる。
現場代理人は、各業務を兼務することができる。

(4) 技術者状況報告

測量士、技術士、RCCM、地質調査技士、補償業務管理士、一級建築士、建築設備士、実務経験者等の技術者の保有状況については、年1回毎年4月1日現在で、技術者状況調査報告に基づき定期的に見直すこととする。ただし、技術者に異動がある場合には、その都度見直すこととする。

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、「業務名」の公募に係る一般的事項に定める事項を承知の上、応募すること。

平成 19 年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

発 注 業 務	業 務 名		一般県道〇〇線道路改良工事「測量設計業務委託」				
	業 務 場 所		〇〇市〇〇地内				
	業 務 内 容		路線測量 L = 1. 0 km 道路詳細設計 L = 1. 0 km				
	履 行 期 間		平成〇〇年〇〇月〇〇日限り（〇〇日間）				
	発 注 業 種		土木関係建設コンサルタント業務				
	業 種		測量業務、土木関係建設コンサルタント業務				
	予 定 価 格		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円				
	発 注 機 関		〇〇総合事務所県土整備局				
入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単 独 ・ 共 同 企 業 体 の 別		単独			
		本 店 所 在 地		本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第 16 条別表第 5 左欄測量等業務の右欄に定める条件を具備していること（県内向け公募型入札）			
		入 札 参 加 資 格		土木関係建設コンサルタント業務			
		建設コンサルタント登録		〇〇部門を有すること。			
		常 勤 全 技 術 者 数		〇〇名以上			
		資 格 技 術 者 数		技術士と R C C M が合計〇〇名以上で、うち技術士が〇〇名以上（制限付一般競争入札実施要綱別表第 4（第 5 条関係）に規定する A 級要件）			
		同 種 業 務		延長 1 km 以上の自動車専用道路の道路詳細設計			
		同 種 業 務 実 績		過去 10 年間に上欄同種業務を受注した実績を有すること又は常勤技術者が管理技術者又は担当技術者として同種業務を履行した実績を有すること			
	配 置 技 術 者 要 件	測 量 業 務	主任技術者	特定資格	なし（測量業務共通仕様書に定める者を配置すること）		
				同種業務履行実績	――		
			照査技術者	特定資格	なし（測量業務共通仕様書に定める者を配置すること）		
				同種業務履行実績	――		
			建設コンサルタント業務	管理技術者	特定資格	技術士（技術部門〇〇選択科目〇〇）又は R C C M（専門技術部門〇〇）	
					同種業務履行実績	――	
		照査技術者		特定資格	技術士（技術部門〇〇選択科目〇〇）又は R C C M（専門技術部門〇〇）		
				同種業務履行実績	――		
		そ の 他		配置技術者は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。			
低 価 格 落 札 者 の 条 件		当該業務の入札には成果品重点確認価格を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の低価格配置技術者を配置しなければならない。					
低 価 格 配 置 技 術 者 要 件	土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	管理技術者	特定資格	技術士（技術部門〇〇選択科目〇〇）又は R C C M（専門技術部門〇〇）			
			同種業務履行実績				
		照査技術者	特定資格	技術士（技術部門〇〇選択科目〇〇）又は R C C M（専門技術部門〇〇）			
			同種業務履行実績				

応募方法	提出場所及び様式の交付場所		〇〇総合事務所県土整備局建設総務課		住所									
					電話									
	入札参加書類		入札参加申込書（様式第1号）のうち、入札参加条件として必要な項目について記載すること。											
	持参書類		〔J V以外の場合〕 入札参加書類の記録媒体の容量が1メガバイトを超える場合、開札後入札執行者が求めた者に限り入札参加書類（入札参加申込書及び添付書類）を提出する。 〔J Vの場合〕 開札後、入札執行者が求めた者に限り入札参加書類（入札参加申込書及び添付書類）を提出する。											
	提出部数		1部											
	郵送の可否		不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、送信の上、入札執行者が求めた者のみ入札参加書類を持参すること。）											
入札手続	入札方式		電子入札											
	入札書提出期間		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後4時まで											
	開札日時		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から											
	入札保証金		開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。											
	適用される制度		鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第2条第1項第6号に規定する低価格落札業務となった場合には、第8条の規定により、指定された期限内に低価格配置技術者調書を提出すること。											
支払条件			単年度											
業務関係図書の閲覧場所			〇〇総合事務所県土整備局閲覧室		住所									
					電話									
問合先	事務手続	〇〇総合事務所県土整備局建設総務課		住所										
				電話										
	事務手続以外	〇〇総合事務所県土整備局計画調査課		住所										
				電話										
備考	1 当該業務は鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱の対象業務であり、成果品重点確認価格を下回る低価格落札業務には次に掲げる措置をとるものとする。 （1）測量等業務の履行体制の確認 低価格落札者が落札した測量等業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注機関が共通仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときであっても、必ず発注機関へ報告するよう義務付けること。 （2）測量等業務計画書の内容の聴取 測量等業務計画書を提出する際に、低価格落札者からその内容について聴取を行うこと。 （3）検査体制の強化 共通仕様書に規定する検査職員を必ず2名以上置くこと。 （4）業務評定点（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）に規定する評定点。以下同じ。）が低い場合の入札参加の制限 当該低価格落札業務の発注業種の業務評定点が、測量業務又は補償コンサルタント業務で77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務で80点未満の場合には、次の表の委託対象設計金額の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める期間は発注業種の測量等業務の入札に参加できないこと。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>委託対象設計金額</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>当該測量等業務の検査の結果を通知した日（以下「検査結果通知日」という。）から起算して14日（鳥取県の休日を含め）を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以降で1か月</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 5,000万円未満</td> <td>検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で2か月</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上</td> <td>検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で3か月</td> </tr> </tbody> </table>						委託対象設計金額	期 間	1,000万円未満	当該測量等業務の検査の結果を通知した日（以下「検査結果通知日」という。）から起算して14日（鳥取県の休日を含め）を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以降で1か月	1,000万円以上 5,000万円未満	検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で2か月	5,000万円以上	検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で3か月
委託対象設計金額	期 間													
1,000万円未満	当該測量等業務の検査の結果を通知した日（以下「検査結果通知日」という。）から起算して14日（鳥取県の休日を含め）を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以降で1か月													
1,000万円以上 5,000万円未満	検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で2か月													
5,000万円以上	検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で3か月													